

感染拡大防止のための集中的な対策の実施について

新型コロナウイルス感染症の県内や近隣都県の感染者数が急激に増加しており、千葉県においても、11月28日には1日当たりの新規感染者数がこれまでで最大の113名となりました。医療機関の負担も大きくなっており、地域の医療提供体制の維持のためにも、感染者数の増加を何としても抑える必要があります。

このような状況を踏まえ、本日から12月22日までを「集中的な対策の実施期間」と位置づけ、従来からお願いしていた基本的な感染防止対策の徹底を働きかけるとともに、新たな協力要請を行うこととします。

なお、内容については、感染状況等を踏まえ、随時見直しを行ってまいります。

- 期間 本日から令和2年12月22日（火）まで
※飲食店での酒類提供時間の制限は12月2日（水）から
- 目的 県内での感染拡大を抑え、県民の健康と命を守るとともに地域の医療提供体制を維持するため
- 対策内容
 1. 飲食 <人が集まる場所で飛沫を広げるリスクを低減する>
 - ① 飲食店での酒類提供の時間は22時まで（東葛地域）【新規】（12/2～）
 - ② Go to イート 食事券の新規発行の一時停止（～12/18）
 - ③ 会食は「4人以下の単位」で
 - ④ 会食時の注意事項を守って（会話を楽しむ際は、なるべくマスク着用。大声・対面の席配置・体調不良の方の参加を控える。等）
 - ⑤ 対策が徹底されていない接待を伴う飲食店・カラオケ店への休業要請
 - ⑥ 感染防止対策がされていない店舗の利用を控えて
 2. 外出 <人の動きを抑える>
 - ① 東京都との往來をできるだけ控えて。特に、飲食を目的とする場合は十分注意【新規】
 - ② Go to トラベルの一時停止地域や、外出自粛要請がされている地域との往來はできるだけ控えて。感染が拡大している地域との往來は、慎重に。特に飲食を目的とする場合は十分注意【新規】
 - ③ 毎日の体温チェック、体調の悪いときは外出しない
 - ④ Go To トラベルの一時停止地域の方は、ディスカバー千葉宿泊者優待キャンペーンを利用した新規予約を控えて（12/2～12/15）【新規】
 3. 基本的な感染防止対策の徹底
 - ① こまめな手洗い・手指消毒
「うつらない うつさないためのマスク」の着用
換気しながら適度な加湿
 - ② 3密（密接、密集、密閉）の回避
 - ③ 感染リスクの高い「5つの場面」での注意
 - ④ テレワーク、時差出勤の積極的な推進

問い合わせ先：

ディスカバー千葉に関すること（2④関係 詳細は別紙2）

： 商工労働部観光誘致促進課 TEL043-223-2484

その他（詳細は別紙1）： 健康福祉部健康福祉政策課 TEL043-223-2630

別紙 1

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について

【特措法第 2 4 条第 9 項に基づく新たな協力要請】

○ 東葛地域^{※1}の飲食店^{※2}の皆さまへ

(令和 2 年 1 2 月 2 日 (水) から 1 2 月 2 2 日 (火) まで)

- ・ 22 時以降の夜間は、飲食店における酒類の提供を控えてください。

※1 「東葛地域」: 市川市、浦安市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、船橋市、柏市、野田市、松戸市、流山市、我孫子市

これらの地域の人口 10 万人あたりの直近 1 週間の新規感染者数は 13.06 人であり、県内でも特に感染が拡大している状況です。

※2 食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている店舗の事業者

○ 県内全域の県民の皆さまへ

(令和 2 年 1 1 月 3 0 日 (月) から 1 2 月 2 2 日 (火) まで)

- ・ 東京都との往来をできるだけ控えてください。特に、飲食を目的とする場合は十分注意してください。
- ・ Go to トラベルの一時停止地域^{※3}や、外出自粛要請がされている地域^{※4}については、往来はできるだけ控えてください。感染が拡大している地域との往来は、慎重にしてください。特に、飲食を目的とする場合は十分注意してください。
- ・ 東葛地域の飲食店では、22 時以降の夜間の飲酒は控えてください。

※3 札幌市、大阪市 ほか (令和 2 年 1 1 月 3 0 日現在)

※4 愛知県、茨城県の一部 (土浦市、取手市、牛久市、つくば市、つくばみらい市、かすみがうら市、阿見町、境町) ほか (令和 2 年 1 1 月 3 0 日現在)

問い合わせ先
健康福祉部健康福祉政策課
TEL 0 4 3 - 2 2 3 - 2 6 3 0

「『ディスカバー千葉』宿泊者優待キャンペーン」の利用について

11月27日、国のGo To Travel事業について、札幌市及び大阪市に居住する方に対して、12月15日までに出発する同事業を利用した旅行を控えるよう呼びかける等の措置が、講じられました。

千葉県では、「『ディスカバー千葉』宿泊者優待キャンペーン」を行っているところですが、感染拡大防止のための集中的な対策として、札幌市及び大阪市在住の当選者及び同行者の皆様につきましては、県の優待を利用した旅行の新規予約をお控えいただきますようお願いいたします。

なお、札幌市及び大阪市以外にお住いの皆様につきましては、今一度、健康に留意しながら、新しい旅のエチケットなどの感染症対策をなさってご旅行ください。

1 自粛要請の対象となる優待利用

札幌市及び大阪市在住の当選者及び同行者について、12月2日から12月15日の間、12月15日までに出発する、県の宿泊者優待キャンペーンを利用した旅行の新規予約

2 周知方法

当選者の皆様には一斉メールで周知するほか、キャンペーン専用ホームページ（URL：discoverchiba-cpn.com）のお知らせでもご案内します。

3 問い合わせ先

○電話での問い合わせ：「ディスカバー千葉」一般コールセンター

TEL：0570-054-389

時間：毎日8：30～17：30（年末年始の12/29～1/3を除く）

○メールでの問い合わせ：「ディスカバー千葉」運営事務局

E-mail：discoverchiba@jtb.com

◀「ディスカバー千葉」宿泊者優待キャンペーンとは▶

お得な千葉の旅をお楽しみいただくため、抽選で当選した方が県内のキャンペーン参加施設に宿泊すると1人あたり最大5,000円（1応募あたり宿泊人数4人分まで）をキャッシュバックするキャンペーンです。